

【一般コミュニティ助成事業補助金】 申請～補助金交付までのながれ

令和6年 9月25日 までに	①『美濃加茂市コミュニティ助成事業補助金実施計画書』の提出【自治会→市】 事業を行う前年度の令和6年9月25日（水）までに「美濃加茂市コミュニティ助成事業補助金実施計画書」を提出していただきます。 <u>申請書一式は市ホームページに掲載していますが、印刷した書類の送付を希望される場合は、まちづくり課までご連絡ください。</u>
----------------------	--



選考・抽選 (優先順位決定)	②自治総合センターへの申請自治会選考【市→自治会】 提出いただいた計画書の内容をもとに、事業の必要性等について審査し優先順位を決定します。なお、同順位の場合は、 <u>令和6年10月1日（火）に生涯学習センター（時間及び部屋は対象自治会に通知します）</u> に集まり、自治会の代表者のくじ引きによる抽選を行い、優先順位を決定します。
-------------------	---



令和7年

4月中旬	③助成事業採否決定【市→自治会】 助成事業の採否決定を自治会長へ文書にてお知らせします。
------	--



事業着手前	④補助金交付申請書など関係書類の提出【自治会→市】 令和7年5月以降、補助金の交付にかかる必要書類を <u>事業着手前に提出して</u> いただきます。
-------	--



補助金交付申請書提出後	⑤補助金交付決定通知書の送付【市→自治会】 提出いただいた補助金交付申請書に基づき、補助金の額を決定する通知書を自治会長あてに送付します。
-------------	---



事業着手	⑥事業の開始【自治会】 <u>備品等購入後の写真が必要ですので注意してください。</u>
------	--



事業完了後	⑦実績報告書の提出【自治会→市】 事業完了後、実績報告書を提出していただきます。 「実績報告書」などの用紙は、⑤補助金交付決定通知書の送付時に一緒にお送りします。
-------	--

【コミュニティセンター助成事業補助金】 申請～補助金交付までのながれ

令和6年 9月25日 までに	①『美濃加茂市コミュニティ助成事業補助金実施計画書』の提出 【自治会→市】 事業を行う前年度の令和6年9月25日（水）までに「美濃加茂市コミュニティ助成事業補助金実施計画書」を提出していただきます。 <u>申請書一式は市ホームページに掲載していますが、印刷した書類の送付を希望される場合は、まちづくり課までご連絡ください。</u>
----------------------	--



選考・抽選	②自治総合センターへの申請自治会選考【市→自治会】 提出いただいた計画書の内容をもとに、事業の必要性等について審査し申請自治会を決定します。なお、同順位の場合は、 <u>令和6年10月1日（火）に生涯学習センター（時間及び部屋は対象自治会に通知します）に集まり、自治会の代表者のくじ引きによる抽選を行い、申請自治会を決定します。</u>
-------	--



令和7年

4月中旬	③助成事業採否決定【市→自治会】 助成事業の採否決定を自治会長さんへ文書にてお知らせします。
------	--



事業着手前	④補助金交付申請書など関係書類の提出【自治会→市】 令和7年5月以降、補助金の交付にかかる必要書類を <u>事業着手前に提出</u> していただきます。
-------	--



補助金交付申請書提出後	⑤補助金交付決定通知書の送付【市→自治会】 提出いただいた補助金交付申請書に基づき、補助金の額を決定する通知書を自治会長さんあてに送付します。
-------------	---



事業着手	⑥事業の開始【自治会】 <u>建設完了後、認可地縁団体名の所有権保存登記を令和8年3月31日までに完了してください。</u>
------	--



事業完了後	⑦実績報告書の提出【自治会→市】 事業完了後、実績報告書を提出していただきます。 「実績報告書」などの用紙は、⑤補助金交付決定通知書の送付時に一緒にお送りします。
-------	--